

各自治会長 様

山口市長 伊藤 和貴
(公印省略)

ごみ集積所に違反ごみとして残された建築廃材の取り扱いについて

平素から、ごみ集積所の管理につきまして、格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建築廃材につきましては、石綿（アスベスト）の規制強化に伴い、令和5年4月1日からごみ集積所への排出を禁止しているところです。

こうした中、しばらくの間は周知が行き届かないことを考慮し、ごみ集積所に違反ごみとして残された建築廃材をやむを得ず自治会等で処理される場合は、非公開の経過措置を設けておりましたが、排出禁止から3年が経過しますことから、令和8年3月31日をもって経過措置を終了し、4月1日から他の違反ごみと同様の取扱いといたします。

御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 令和8年3月31日をもって、終了する経過措置について

- (1) 自治会等から相談があった場合は、市で建築廃材（違反ごみ）を別途収集する。
- (2) 自治会等が市処理施設に建築廃材（違反ごみ）を直接持ち込んだ際は、手数料を無料とする。

2 令和8年4月1日からの建築廃材（違反ごみ）の取り扱い

- (1) 市で別途収集は行いませんので、建築廃材の廃棄方法に基づき処分してください。
- (2) 市の施設に直接持ち込まれた際は、重量に応じて手数料をお支払いください。

3 その他

- (1) 建築廃材の廃棄方法は「山口市ごみ・資源収集カレンダー」に掲載していますが、このたび市報10月1日号とあわせて裏面の周知チラシを回覧いたします。
- (2) 経過措置は非公開としておりますので、この文書を回覧等で広く周知することは御遠慮ください。

環境部 資源循環推進課 廃棄物対策担当 〒753-0214 山口市大内御堀 496 番地 TEL083-941-2173 E-mail:shigen@city.yamaguchi.lg.jp
